

第486回川越市農業委員会総会議事録  
(公開用)

川越市農業委員会

## 第 4 8 6 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和6年5月27日
- 2 開催場所 川越市役所（7AB会議室）
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 11時00分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		12	小嶋 光一	出	
4	筋野 哲夫	出		13	武藤 康則	出	
5	川口 知子	出		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	樋口 直喜	出		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		17	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

### 8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	程島 延幸
農地利用最適化推進委員	小倉 晶男	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	野口 和則	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	米田 正則

## 9 事務局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	柿沼 映生	主 査	岩崎 達矢
副事務局長	小野寺 雅樹	主 査	森井 孝信
主 幹	松本 貴紀		
副 主 幹	伊藤 秀樹		
副 主 幹	宮本 晃宏		

## 10 開 会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和6年5月27日 第486回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

### 11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 武藤 康則

.....

委員 新井 計男

.....

委員 大野 豊作

.....

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書4月分について報告する。農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計2件、3筆、578㎡である。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書については、合計16件、26筆、11,130.49㎡である。農地改良届については、合計3件、6筆、1,832㎡である。相続税の納税猶予に関する3年毎の農業継続証明書については、合計6件、49筆、34,407㎡である。農地法第3条の3の規定による届出書については、合計14件、80筆、48,478.17㎡である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第1号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議長は、5月20日に開催された運営委員会において、農地利用最適化推進委員についても自己等に関する案件について議事参与の制限をすることと申し合わせたと説明した。整

理番号４８番については関係委員がいるため、関係委員に退席を求めた。

異議がなかったため、関係委員は退席した。

議長は、整理番号４８番について事務局に説明を求めた。

事務局は「整理番号４８番は、３筆、２，９７３㎡で使用貸借権設定、５年延長の申出である。借受人は、現在６３歳で、農業従事日数は、年間３００日、家族と共に約１７０アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて引き続き耕作するための申出である。通作距離は約５００ｍである。

以上のことから、整理番号４８番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件をみたしていると考えられる。なお、農用地利用集積計画に関する経過措置は、令和５年４月１日から２年間と規定されている。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号４８番について、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件をみたしているため、農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、整理番号４８番について原案どおり許可することに決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した委員の入室を許可した。

議長は、整理番号４８番以外について、事務局に説明を求めた。

事務局は「申出件数６４件、筆数１７６筆、面積１６０，４１０．８７㎡について申出があった。このうち賃借権設定が２２件、使用貸借権設定が４１件、所有権移転が１件である。契約期間は、令和６年６月１５日から設定されるものである。

また、整理番号１番から整理番号５６番までは、貸し借り更新の申出である。更新分については前回に引き続き、合計件数と面積の説明のみとする。賃借権設定２１件、使用貸借権設定３４件、筆数１４８筆、面積１３９，６９６㎡の申出があった。

続いて、貸し借り新規分と所有権移転について、ご説明する。

整理番号５７番と５９番は同一人からの申出のため、まとめて説明する。整理番号５７番は、６筆、５，７３９㎡、整理番号５９番は、２筆、２，００３㎡で、使用貸借権設定の申出である。借受人は、現在６５歳で、農業従事日数は、年間３００日、家族と共に約７２３アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は約８００ｍから９００ｍである。

整理番号５８番は、５筆、２，０９７㎡で約５年の使用貸借権設定の申出である。借受人は、現在３９歳で、農業従事

日数は、年間365日、家族と共に約1,085アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は約4kmである。

整理番号60番は、5筆、2,461㎡で約5年の使用貸借権設定の申出である。借受人は、現在61歳で、農業従事日数は、年間220日、家族と共に約156アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は約500mから600mである。

整理番号61番は、2筆、2,890㎡の内、580.87㎡で、約5年の賃借権設定の申出である。借受人は、令和3年8月20日に設立し、農産物の栽培、生産、販売を主な業務としている。現在は約14アールの農地を耕作している。近隣の借受農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は約7kmである。

整理番号62番、64番は、同一人からの申出のためまとめて説明する。整理番号62番は、3筆、2,888㎡、整理番号63番は、1筆、975㎡、整理番号64番は、1筆、975㎡で、約5年の使用貸借権設定の申出である。借受人は、現在64歳で、農業従事日数は、年間350日、家族と共に約1,639アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は約800mから

1 k m である。

整理番号 6 5 番は、3 筆、2, 9 9 6 m<sup>2</sup> で、所有権移転の申出である。譲受人は、平成 2 2 年 2 月 1 8 日に設立し、農地所有適格法人として農業へ参入した。現在は約 7 0 1 アールの農地を耕作している。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は約 8 0 0 m である。

以上のことから、整理番号 4 8 番を除く、整理番号 1 番から 6 5 番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件をみたしていると考えられる。なお、農用地利用集積計画に関する経過措置は、令和 5 年 4 月 1 日から 2 年間と規定されている。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 4 8 番を除く、整理番号 1 番から 6 5 番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件をみたしているため、農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 1 号について原案どおり決定する。

## 議案第 2 号

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する意見について



議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数5件、筆数14筆、面積8,290㎡についての申請があった。

整理番号1番については、住宅追認のため、2筆、97㎡の申請である。申請人は、幼い頃から申請地で暮らしており、現在は母親と2人で住んでいる。農地に是正してからの申請となると、住む場所がなくなってしまうため、現況のまま許可を取りたいとの追認の申請である。なお、幼少期に父親が建築した住宅のため、既存敷地の一部に農地法上違反状態にあることを知らなかった。農地区分については、第2種農地であると考えられる。汚水については、浄化槽を経て汲み取り槽へ放流している。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置している。

整理番号2番から4番については、関連があるので併せて説明する。臨時駐車場に使用のため、許可後から川越水上公園の夏季営業期間終了までの一時転用の申請である。整理番号2番は3筆2,755㎡、3番は5筆、2,668㎡、4番は3筆、2,306㎡の申請である。それぞれの申請地は川越水上公園の近隣に位置している。川越水上公園の夏季営業中は、来客数の増加に伴い、公園内駐車スペースが満車状態となり、交通への支障をきたすことが想定されることから、整理番号2番は82台分、3番は75台分、4番は100台分の臨時駐車場として使用したいとの申請である。なお、夏季営業期間終了後には農地に復元する計画である。

整理番号5番については、住宅新築のため、1筆、464㎡の申請である。申請人は現在借家にて暮らしている。現在の住まいが契約更新できないことから、住宅の建築を計画した。そこで、現在の住まいに近い申請地が適地と考え、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枘を設置する計画である。

以上のことから、整理番号1番から5番については、立地基準及び一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員より「整理番号1番について、現況が農地法違反と判明した経緯と固定資産税の課税内容を教えて欲しい。」との発言があった。

事務局は「農地法違反と判明した経緯は、現住宅の建て替えを計画したことである。固定資産税の課税は、宅地課税である。」と説明した。

議長は他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号1番から5番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第2項各号に該当しないため、総合意見として

許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

### 議案第3号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数21件、筆数35筆、面積6,669.17㎡についての申請があった。

整理番号1番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、200㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号2番については、資材置場に使用のための所有権移転で、1筆、32㎡の申請である。譲受人は、令和5年4月に設立し、塗装工事を主な業務としている。塗装のための

足場資材を保管する場所が不足していたことから、適地を探していたところ、申請地が見つかったため、売買にて取得し、資材置場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号3番については、住宅新築のための所有権移転で、3筆、386㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号4番と5番は同一事業計画のため、まとめて説明する。堆肥置場に使用のためで、整理番号4番は、2筆、881㎡、5番は、1筆、108㎡の使用貸借権設定の申請である。事業計画者は、譲受人と譲渡人の合計4人の連名である。それぞれが稲作農家で、合計約313アールの農地を耕作している。申請地の近隣には事業計画者が所有する田があるが、4人で協力して生産力・品質の向上を目指し、共同で使用する堆肥置場を設置したいとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、農業用施設であるため、不許可の例外に該当すると考えられる。雨水につ

いては、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号6番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、30㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、山林と一体で売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号7番については、駐車場に使用のための所有権移転で、1筆、46㎡の申請である。譲受人は平成24年12月に株式会社を設立し、建築足場工事業を主な業務としている。定期的に行う役員会議を社長の自宅にて行う計画があるが、駐車場がないことから、適地を探していたところ、社長宅の隣地に位置する申請地が見つかったため、売買にて取得し、駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号8番については、住宅新築のための所有権移転で、4筆、290.17㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、親族宅に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。

農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号9番と10番は同一事業計画のため、まとめて説明する。農作業用通路に使用のため、整理番号9番は、3筆、263㎡の使用貸借権設定で、10番は、1筆、100㎡の賃借権設定の申請である。譲受人は昭和63年に有限会社を設立し、花き栽培及び販売を主な業務としている。栽培、出荷のために移動する通路が約400mあるが、従業員の安全及び作業効率を考え、通路をアスファルト舗装敷にしたいとの申請である。農用地区域内農用地であるが、農業用施設であるため、不許可の例外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号11番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、342㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号12番については、住宅新築のための所有権移転

で、1筆、250㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枘を設置する計画である。

整理番号13番については、住宅敷地拡張のための所有権移転で、1筆、35㎡の申請である。譲受人は申請地の隣地にて昭和46年から暮らしているが、接道について建築基準法に適合していない状況である。将来住宅建替を行うためには建築基準法に適合した接道を確保する必要があり、既存敷地と合わせて住宅敷地として使用したいとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が既存敷地面積の2分の1を超えないため、不許可の例外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号14番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、216㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続

した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号15番については、住宅新築のための所有権移転で、3筆、397㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号16番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、200㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号17番については、資材置場に使用のための所有権移転で、1筆、1,111㎡の申請である。譲受人は平成



2年6月に株式会社を設立し、不動産業と建築足場事業を主な業務としている。既存の資材置場があるものの、事業規模の拡大に伴い、工事資材が増加したことから新たな土地を探していたところ、申請地が見つかったため、売買にて取得し、資材置場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号18番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、289㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枘を設置する計画である。

整理番号19番については、住宅新築のための所有権移転で、3筆、320㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枘を設置

する計画である。

整理番号20番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、250㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号21番については、駐車場に使用のための所有権移転で、1筆、923㎡の申請である。譲受人は昭和28年に株式会社を設立し、化粧品製造を主な業務としている。現在の駐車場として使用している土地に新しい工場を建築するため、新たな土地を探していたところ、申請地が見つかったため、売買にて取得し、駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて浸透トレンチを設置する計画である。

以上のことから、整理番号1番から21番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員より「整理番号17番について、調査報告する。5月18日に、農地利用最適化推進委員と一緒に申請地にて、譲受人の社長から話を伺った。申請目的は資材置場に使用のためである。譲受人は平成2年6月に株式会社を設立し、不動産業と建築足場事業を主な業務としている。申請地には建築足場資材とトラックを保管する予定である。周囲をコンクリートブロックで囲み、雨水は敷地内にて自然浸透させる計画である。また、排水設備はない。したがって、雨水排水による周辺農地への影響はない見込みである。以上のことから、今回の農地転用申請について、地元委員としては、やむを得ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号1番から21番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とし、整理番号17番は「事業計画を順守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当とし、整理番号17番は条件を付すことに決定する。

議案第4号

農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長は別添議案を上程し、事務局に農業振興地域整備計画の変更をするときの説明を求めた。

事務局は「農業振興地域整備計画の策定、変更を行うときは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2により農業委員会の意見を聴くものとする」と規定されている。

川越市では、毎年3月末と9月末を締め切りとして、年2回の申出を受付けており、各申出について、それぞれ5月と11月の総会で審議する。」との説明を行なった。

議長は農業振興地域整備計画の変更について、農政課に説明を求めた。

農政課は「敷地拡張4件、分家住宅、自己用住宅2件、社会福祉施設1件、収用移転の住宅1件、都市公園1件、通路1件となり、合計面積は、7,456㎡である。

整理番号1番については、駐車場敷地拡張に使用のため、2筆、563㎡の申出である。事業計画者は、不動産業を営む株式会社である。営業所の統合に伴い、駐車場が必要になっている。そこで、営業所の近隣に駐車場の設置を計画していたところ、申出地の所有者の同意を得られたため、既存敷地と合わせて駐車場として使用したいとの申出である。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。除外後の農地区分については、第1種農地であると確認しているが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が既存敷地面積の2分の1を超えないため、不許可の例外に該当すると確認して

いる。

整理番号2番については、駐車場敷地拡張に使用のため、1筆、608㎡の申出である。事業計画者は、遊技場等の経営を行う株式会社である。現在、特に利用者の多い週末は、駐車場が手狭になっている。そこで、店舗の近隣に駐車場の設置を計画していたところ、申出地の所有者の同意を得られたため、既存敷地と合わせて駐車場として使用したいとの申出となったものである。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。除外後の農地区分については、第1種農地であると確認しているが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が既存敷地面積の2分の1を超えないため、不許可の例外に該当すると確認している。

整理番号3番については、園庭、駐車場の設置のため、2筆、2,178㎡の申出である。事業計画者は、私立保育園を運営している社会福祉法人である。現在、園庭は他の保育園と比較して狭く、駐車場についても園児の送迎時に手狭になっている。そこで、保育園の近隣に園庭と駐車場の設置を計画していたところ、申出地の所有者の同意を得られたため、今回の申出となったものである。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。除外後の農地区分については、第3種農地であると確認している。

整理番号4番については、分家住宅新築のため、2筆、499㎡の申出である。事業計画者は、土地所有者の娘夫婦である。現在、賃貸住宅に住んでいるが、両親の介護や農業の

手伝いのため、実家に近い場所に住宅建築を計画していたところ、申出地の所有者である妻の母の同意を得られたため、今回の申出となったものである。排水については、東側道路に埋設されている公共下水道管に接続する計画である。除外後の農地区分については、第1種農地であると確認しているが、集落に接続した住宅建築であるため、不許可の例外に該当すると確認している。

整理番号5番については、駐車場敷地拡張に使用のため、1筆、998㎡の申出である。事業計画者は、運送業を営む株式会社である。業務の拡大により、今年中に大型トラックを納車することが決まっていて、駐車場が必要な状況である。そこで、効率的な車両運行をすることができる近隣に駐車場の設置を計画していたところ、申出地の所有者の同意を得られたため、既存敷地と合わせて駐車場として使用したいとの申出となったものである。雨水については、浸透トレンチにより敷地内に浸透させる計画である。除外後の農地区分については、第1種農地であると確認しているが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が既存敷地面積の2分の1を超えないため、不許可の例外に該当すると確認している。

整理番号6番については、自己用住宅新築のため、1筆、535㎡の内231㎡の申出である。事業計画者は、現在、家族4人で、自身が所有する住宅に住んでいるが、市が施行する川越都市計画道路事業で、所有する土地・建物が収用されることになった。そこで、生活環境の変化が少ない、現在

の自宅に近い場所に住宅建築を計画していたところ、申出地の所有者の同意を得られたため、今回の申出となったものである。排水については、合併浄化槽を経て南側水路へ放流する計画である。除外後の農地区分については、第3種農地であると確認している。

整理番号7番については、駐車場敷地拡張に使用のため、1筆、1,168㎡の内140㎡の申出である。事業計画者は、旅客自動車運送業を営む有限会社である。新型コロナウイルス感染症が流行する前の仕事量に戻ってきたため、従業員を募集しているが、現在使用している既存の駐車場では、募集人数分の駐車スペースの確保ができない状況である。そこで、近隣に従業員用の駐車場の設置を計画していたところ、申出地の所有者の同意を得られたため、既存敷地と合わせて駐車場として使用したいとの申出となったものである。除外後の農地区分については、第2種農地であると確認している。

整理番号8番については、都市公園新設のため、1筆、1,849㎡の申出である。本事業は、五ツ又地区にあった公園が廃止になったことにより、市が代替公園を新設するための計画である。廃止になった公園と同程度の敷地面積があり、交通アクセスの良い場所に都市公園の新設を計画していたところ、申出地の所有者の同意を得られたため、今回の申出となったものである。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。市が行う土地収用法該当事業であるため、農地転用の許可は不要であると確認している。

整理番号9番については、公園通路に使用のため、1筆、3,399㎡の内、200㎡の申出である。本事業は、市が、南文化会館側から森のさんぽ道の入口までを、利用者の通路及び樹林地の管理用通路として整備しようとするものである。樹林地の維持管理に必要な幅員の通路整備を計画していたところ、申出地の所有者の同意を得られたため、今回の申出となったものである。市が行う土地収用法事業に該当するため、農地転用の許可は不要であると確認している。

整理番号10番については、自己用住宅追認のため、1筆、190㎡の申出である。事業計画者は、土地所有者本人である。申出地に自己用住宅がある状況で、農地に是正してからの申出となると、住む場所がなくなってしまうため、現況のまま除外をしたいとの追認の申出である。なお、本人は、住宅が建築された際は、別の場所に住んでいたため、農振法上違反状態にあることを知らなかった。除外後は、第1種農地であると確認しているが、集落に接続した住宅建築であるため、不許可の例外に該当すると確認している。

以上のことから、整理番号1番から10番については、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合は規定された農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件のすべてをみたす見込みがあるものと考えられる。」との説明を行なった。

議長は委員に意見を求めた。



委員より「整理番号3番について、調査報告する。5月17日に、申出地にて、代理人から話を伺った。申出目的は保育園の園庭及び駐車場に使用のためである。申出人は平成15年8月に社会福祉法人を設立し、保育園の運営を主な業務としている。申出地の道路を挟んで向かい側に保育園を運営しているが、駐車場が不足していて、朝と夕方の送迎時には渋滞が発生してしまい、近隣住民に迷惑をかけている。また、園児に対しての園庭も不足している状況である。周囲をコンクリートブロックで囲み、雨水は敷地内にて自然浸透させる計画である。また、排水設備はない。したがって、雨水排水による周辺農地への影響はない見込みである。以上のことから、今回の農業振興地域整備計画の変更について、地元委員としては、やむを得ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号1番から10番については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件のすべてを満たす見込みがあるため、「やむを得ない」と意見をすることで、採決に入る旨を告げ賛成者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について原案どおり「やむを得ない」と意見をすることに決定する。

議案第5号

川越市農業委員会の「令和５年度農業委員会の農  
地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状  
況の公表」の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「令和５年度農業委員会の農地利用の最適化の推  
進の状況その他事務の実施状況の公表」は、令和５年度に農  
業委員会が取り組んできた業務についてまとめたものであ  
る。農業委員会における活動等の実施状況は、農業委員会等  
に関する法律の規定に基づき、インターネット等により公表  
することが定められており、それぞれの様式、項目、出典図  
書等も農林水産省が規定したものにに基づき作成している。当  
該実施状況は、６月末までに公表するとされており、総会で  
決定後、速やかに手続を進める予定である。

「Ⅰ農業委員会の状況」について、「※」印で「別紙様式  
１の内容を転記」とあるが、「別紙様式１」は「令和５年度  
最適化活動の目標の設定等」のことで、同じ内容を記載して  
いる。「１農業委員会の現在の体制」は、令和５年４月１日  
現在の体制。「２農家・農地等の概要」は、農林水産省が指  
定する統計資料により作成しており、総農家数等、農業者数  
は、農林業センサス２０２０年版に基づき記載している。認  
定農業者等の経営数は、農政課の資料に基づいて作成してい  
る。耕地面積は「耕地及び作付面積統計」に基づいて記載し  
ている。「Ⅱ最適化活動の実施状況」、「１最適化活動の成  
果目標」、「（１）農地の集積」の「①現状及び課題」と

「②目標」は、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」から転記した。「③実績」は農政課から、データの提供を受けて記載した。「今年度の新規集積面積」は、30.03ヘクタール、「農地面積」は3,210ヘクタール、「今年度末の集積面積の累計」は571.02ヘクタール、「今年度末の集積率」は17.8%、「目標に対する達成状況」は88.9%であった。「農業委員会の点検結果」は、「目標達成には至らなかったが、地域計画の策定に向けた支援を行ったほか、関係機関と連携して地域担い手への面的集積を促進した。また、農地中間管理事業については、利用権による貸借等の円滑な権利設定の支援を行った。」とした。「(2)遊休農地の発生防止・解消」、「①現状及び課題」、「②目標」は「令和5年度最適化活動の目標の設定等」から転記した。「③実績」の「ア既存遊休農地の解消」、「a緑区分の遊休農地の解消」、「令和5年度の解消実績面積」は1.22ヘクタールで、「解消目標面積に対する達成状況」は70.1パーセントである。「b黄区分の遊休農地の解消」の「黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況」は「令和6年3月25日に川越市農政課と意見交換を行い、基盤整備事業等の実施予定を確認した」とした。「イ新規発生遊休農地の解消」は「前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積は4.42ヘクタールであった。「④その他」、「農地の利用状況調査」は、令和5年8月1日から10日にかけて市内全地域の農地パトロールを実施し、調査結

果を9月に取りまとめた。調査結果は、1号遊休農地判定面積が29.73ヘクタールで、うち緑区分の遊休農地は18.89ヘクタール、うち黄区分の遊休農地は10.84ヘクタールであった。「農地の利用意向調査」は、遊休農地所有者に対して8月に実施し、調査結果を12月に取りまとめ、農地中間管理機構へ報告した。「農業委員会の点検結果」は、「目標を達成するには至らなかったが、遊休農地解消に向けて、日々の農地パトロールや所有者への指導等を積極的に実施した。」とした。「(3)新規参入の促進」、

「①現状及び課題」と「②目標」は、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」から転記した。「③実績」は、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積」は、33.17ヘクタールで、市のホームページで公表した。「目標に対する達成状況」は、561.3%であった。「農業委員会の点検結果」は、「農地の売却、貸付に関する意向調査において、貸付の相手方を限定しない意向の農地面積とした結果、目標を上回る面積となった。」とした。「2最適化活動の活動目標」、「(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」及び「(2)活動強化月間の設定」、「①目標」は、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」から転記した。「②実績」は、各委員の活動記録の内容等から「強化月間の結果」を記載した。「農地の集積」は、「農業委員・推進委員が参加する話し合いの機会を設けるなどして地域農業者の意向や農地の情報等の把握に努

め、地域の農地利用に関する将来的な姿についての意見交換を行った。」、「遊休農地の解消」は、「農業委員・推進委員が地区ごとに訪問、電話等により遊休農地の利用意向把握を行ったほか、草刈り等の指導を行ない、遊休農地の発生を防止したほか、約4.4ヘクタールの遊休農地を解消した。」、「新規参入の促進」は、「新規参入者が農地の借入れ等を希望する場合にあっせんできるように、農地の所有者等に貸し付け意向等について確認するよう努めた。」とした。「(3) 新規参入相談会への参加」は、「①目標」は、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」から転記した。「②実績」は、令和5年12月1日に埼玉教育会館で開催された「第3回就農支援セミナー」への参加を実績とした。「目標の達成状況の評語」は、国の通知に基づき、「農地の集積」、「遊休農地の解消」、「新規参入の促進」の各項目の達成状況に応じた点数の合計により決定する。達成率110%以上が5点、達成率90%以上、110%未満が3点、達成率90%未満が1点、活動強化月間の実施及び新規参入相談会への参加は、実施した場合1点となる。「評語」は、合計点数が15点以上の場合「目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた」、10点以上、15点未満の場合「目標に対し期待を上回る結果が得られた」、5点以上、10点未満の場合「目標に対して期待どおりの結果が得られた」、5点未満の場合「目標に対して期待を(やや)下回る結果となった」となる。「農地の集積」は、目標に対する達成状況9

0%未満で1点、「緑区分の遊休農地の解消」は、達成状況  
90%未満で1点、「新規参入の促進」は、達成状況11  
0%以上で5点、「活動強化月間の実施」及び「新規参入相  
談会への参加」は、目標通りで各1点、合計「9点」で「目  
標の達成状況の評語」は、「目標に対して期待どおりの結果  
が得られた」となった。「推進委員等の点検・評価結果」  
は、各委員の「令和5年の最適化活動の状況」を集計したも  
ので、「農地の集積」、「遊休農地の解消」、「新規参入の  
促進」の各項目について、達成率110%以上が4点、達成  
率90%以上、110%未満が2点、達成率90%未満が1  
点、「活動日数目標」は、月当たりの最適化活動を行う日数  
目標に対する達成状況が「目標を上回った」が6点、「目標  
どおり」が4点、「目標を下回った」が2点、「月当たりの  
最適化活動の日数の平均」は、13日以上が12点、8日以  
上、13日未満が8点、6日以上、8日未満が4点とな  
る。「評語」は、この点数の合計から決まるもので、25点  
以上が「目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた」、  
20点以上、25点未満は「目標に対し期待を上回る結果が  
得られた」、15点以上、20点未満は「目標に対して期待  
どおりの結果が得られた」、15点未満の場合は「目標に対  
して期待を（やや）下回る結果となった」となる。「点検・  
評価結果」については、令和5年度は2月の途中で改選があ  
ったので、2月の活動日数は、2月の在任期間が1か月に満  
たない委員の分は、国が示した方法により、1か月活動した

場合の日数に換算されている。また、前期で退任した委員の分を含むため47人分の記載となっている。「目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた」が「2人」、「目標に対し期待を上回る結果が得られた」が「31人」、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」が「6人」、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」が「8人」であった。「Ⅲ事務の実施状況」、「1総会、部会の開催実績」は、総会を「13回」開催した。「2農地法第3条に基づく許可事務」は、農地法第3条の許可件数が45件、「3農地転用に関する事務」は、農地転用許可申請で、許可相当と意見を付した件数が170件であった。「違反転用への対応」は、違反転用面積として1.60ヘクタールを埼玉県と共有しており、令和5年度中に違反転用を解消したものは無い。「別紙様式4」は、「別紙様式5」と共に国に提出する様式で、「別紙様式5」に記載されている値などをまとめたものである。と説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第5号川越市農業委員会の「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の決定について、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第5号について、原案どおり決定する。

議案第 6 号

川越都市計画生産緑地地区の変更案における農  
地に係る意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「本件については、川越市長から生産緑地法施行規則第 1 条に基づき、生産緑地地区の変更案に係る申請地が、生産緑地法第 2 条第 1 号に規定する農地等に該当しているかについて農業委員会の意見を求められているものである。今回意見を求められている申請地は、合計 10 筆である。この申請地は、都市計画課において事前に申請者に利用状況の聞き取りや、現地の確認を行うなど、現に農業の用に供されている農地と判断した土地である。事務局では、申請地に転用の届出がなされていないこと及び申請者が農家台帳に登録されていることを確認した。また、5 月 9 日から 5 月 14 日まで、農業委員及び事務局がすべての申請地を確認し、農地に該当すると状況と認められることを確認した。以上のことから、本件照会に係る申請地は、生産緑地法第 2 条第 1 号に規定する農地等に該当していると認められると考えられる。との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、「生産緑地法第 2 条第 1 号に規定する農地等に該当していると認められる。」と意見することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。



議長は、全員の賛成が得られたため、原案どおり意見することに決定する。

### 1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第486回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

### 1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和6年6月3日

---

議 長          渋谷 武

---

委 員          武藤 康則

---

委 員          新井 計男

---

委 員          大野 豊作

---